浄化槽汚泥収集運搬業務について

浄化槽汚泥収集運搬の見込み

<予測の前提条件>

- ・令和23年度に下水道整備が完了し、下水道接続率が100%となった場合の見込みとする。
- ・住宅の新築や取り壊し、空き家化などの自然増減とくみ取りから浄化槽への転換は加味しないものとする。
- ・許可区域に変更がなかった場合の見込みとする。

(1) 浄化槽の転換予測

	令和元年度現在基数	下水道転換予測数	下水道接続完了後残基数
A社	8,429 基	3,763 基	4,666 基
B社	375 基	375 基	0 基
C 社	2,199 基	1,848 基	351 基
合計	11,003 基	5,986 基	5,017 基

現在の収集区域は資料1-⑤参照

(2) 下水道計画区域外における浄化槽の新設基数

収集区域	令和元年度
A 社	90 基
B社	0 基
C 社	14 基
合計	104 基

[※]下水道整備計画区域外に設置される浄化槽は下水道による影響を受けず、業務量は減少しない。

(3) 下水道整備完了後に必要な収集体制(市全体)

	下水道整備完了後基数	必要な車両数	
くみ取り	550 基	0 4	
浄化槽	5,017 基	8台	

(4) 将来の業務見込み

浄化槽	下水道整備完了後 収集基数	収集車1台の 業務量	区域内における 業務の継続性
A社	4,666 基		可能
B社	0 基	768 基	不可能
C 社	351 基		不可能

[※]下水道整備により減少する業務は合特法に基づく代替業務で支援を行う。

(5) 収集区域を継続した場合の課題

- ・業者の業務継続が困難となることで複数社による収集体制を確保できない恐れがある。
- ・業者ごとに料金設定を行っているため、地域による料金格差が生じている。
- ・受益者と業者間でトラブルが生じても業者の変更ができず、清掃等が不実施となる可能性がある。

(6) 事業関係者の意見

調査項目・・・・ 現在の許可区域を撤廃し、市内全域を許可区域にしようとすることについて

A社	B社	C 社
反対	賛成	反対

①賛成理由

・現在の許可区域では業務を継続していくことが困難なため。

②反対理由

- ・区域が撤廃された場合、業者間で競争が生まれ経営の見通しが立たなくなる。
- ・車両台数を制限してもキャパシティを超えた業務を受注することで法定通り清掃が行われない 可能性が危惧される。
- ・合理化事業計画は現在の区域をもとに策定されているため合理化事業への影響が懸念される。

(7) 課題の解決方法

①現在の許可区域を撤廃し、市内全域を許可区域とする。

【収集運搬体制】

業者ごとの車両台数を制限し、過剰な競争を抑制する。

【収集運搬料金】

業者が経費に見合った料金を設定する。

②現在の許可区域を再編する。

【収集運搬体制】

業者ごとに再編された区域に必要な車両台数とする。

【収集運搬料金】

業者が経費に見合った料金を設定する。

③現在の許可区域を継続し業者に対して経営支援をする。

【収集運搬体制】

現在の許可区域、許可台数を維持する。

【収集運搬料金】

業者が経費に見合った料金を設定する。

(8) 湖西市の方針(案)

①現在の許可区域を撤廃し、市内全域を許可区域とする。

理由・・・区域の再編は、業者ごとに保有する車両の台数が異なり、均等な業務の按分や担当地区の決定が困難なことや、受益者も担当業者が急に変更となるなど混乱を招くことが予想される。また、現在の区域を維持する場合は、複数社による収集体制を維持するため、合特法に基づく代替業務のほか、業者に対し市から経済的な支援をする必要が生ずる可能性がある。よって安定的な衛生保持を継続するため、区域を撤廃することが最善と考える。